

特定非営利活動法人 ビリーブの木 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ビリーブの木 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道苫小牧市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、子どもがその子らしく幸せでいられることを大切に、子どもと家庭への支援を地域の中で継続して行う児童家庭支援センターの機能を基盤とし、関係機関との連携を通して、多機能型児童家庭支援センターとして子どもや家庭への支援を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (9) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく児童家庭支援センターその他児童及び家庭に対する相談支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく親子関係形成支援、家庭養育支援及び虐待予防に関する事業
- (3) 子ども・若者育成支援推進法その他関係法令の趣旨に基づくヤングケアラー、里親家庭その他支援を必要とする児童及び家庭への支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく児童家庭支援センター、多機能型児童家庭支援センターその他児童福祉施設等の整備及び運営に関する事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、法人の目的に賛同し、その活動に協力できると認める者について入会を承認するものとする。

3 入会に関する資格要件、提出書類、推薦手続、入会審査その他必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める入会規程による。

(会費)

第8条 会員は、理事会で別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 理事会は、設立当初の会員その他特別の事情があると認める会員について、入会金又は年会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1人を代表理事とする。1人を副理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事がある場合は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。副理事がおらず代表理事が事故または欠けた場合は、理事会の互選により職務代表者を選任する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会で定めた報酬総額の範囲内で理事会が個別配分を決定する

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

3 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決をへて代表理事が定める

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 役員の報酬総額の範囲
- 2 総会は、以下の事項について報告する。
 - (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会費の額
 - (4) 会員の除名
 - (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (6) 事務局の組織及び運営
 - (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席し、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	田中 春代
理事	佐々木 晶子
理事	小林 千春
理事	柳谷 葉子
監事	田中 絢子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年10月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金0円 年会費0円
- (2) 賛助会員 入会金0円 年会費0円

役員名簿

特定非営利活動法人ピリーの木

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	田中 春代		有
理事	佐々木 晶子		無
理事	小林 千春		無
理事	柳谷 葉子		無
監事	田中 絢子		無

設立趣意書

1 趣旨

児童福祉法は、子どもの最善の利益を基本理念とし、可能な限り家庭において養育されることを重視する「家庭養育優先原則」を示している。また、児童福祉法第44条の2に位置付けられる児童家庭支援センターは、地域における子どもと家庭への支援拠点として、養育に関する相談支援、心理的支援、市町村支援、関係機関との連絡調整等を通じて、家庭養育を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、近年、虐待リスクの増加、養育困難家庭の増加、ヤングケアラー問題の顕在化、里親家庭への継続支援の不足等により、子どもと家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化している。特に胆振・日高地域においては、相談支援、家庭訪問、親子関係形成支援、里親支援、短期宿泊支援、レスパイト、一時保護委託等を地域の中で一体的に担う支援拠点の整備が重要な課題となっている。

私たちはこれまで、令和5年11月10日より合同会社ビリーブの木として活動を開始し、児童家庭支援センター事業、ヤングケアラーコーディネート事業、親子関係形成支援事業等に取り組み、子どもと家庭への支援を実践してきた。その中で、家庭との信頼関係を基盤とし、親子関係づくりを地域で支え、専門性の高い継続的な支援を提供することの重要性を実感している。

また、児童相談所、市町村、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、学校、医療・福祉関係機関等との連携を進める中で、支援が必要な家庭に早期につながり、必要に応じて宿泊・休息・一時的な安全確保を含めた支援へ円滑につなげる体制の必要性を確認してきた。

これらの取組を地域の中で安定的かつ継続的に実施していくためには、特定の個人や事業に依存するのではなく、公益性、継続性及び透明性を有する非営利法人としての組織基盤を整備することが不可欠である。

このため、児童家庭支援センターの機能を中核とし、将来的には里親支援、親子受入れ、短期宿泊支援、レスパイト、一時保護委託等を含む多機能型児童家庭支援センターとしての役割を担うことを目指し、地域における包括的な児童家庭支援体制の構築に寄与する特定非営利活動法人を設立することとした。

本法人は、子どもがその子らしく幸せでいられることを大切に、子どもと家庭への支援を地域の中で継続して行う児童家庭支援センターの機能を基盤とし、関係機関との連携を通して、多機能型児童家庭支援センターとして子どもや家庭への支援を行うことを目的とする。

2 申請に至るまでの経過

私たちは、令和5年11月10日より合同会社ビリーブの木として活動を開始し、児童家庭支援センター事業、親子関係形成支援事業、ヤングケアラー支援、里親家庭等への支援に継続的に取り組んできた。

これらの活動を通じて、子ども及び家庭を取り巻く課題の深刻さとともに、相談支援にとどまらず、家庭訪問、親子関係形成支援、里親支援、ヤングケアラー支援、短期宿泊支援等を組み合わせた継続的かつ専門的な支援体制の必要性を強く認識するに至った。

また、関係機関との連携を進める中で、地域における支援拠点の整備、児童相談所及び市町村との連携強化、多機能型児童家庭支援センターとしての機能拡充に対する期待とニーズが高まっていることを確認した。

一方で、合同会社としての運営では、公益性の明確化、社会的信頼性の確保、寄付・助成金等を含む公益的財源の受け皿としての透明性の観点から限界があることを認識し、より公共性の高い枠組みで活動を展開する必要があるとの判断に至った。

そのため、非営利法人としての特性を活かし、公益性・継続性・透明性を備えた組織として活動基盤を強化するとともに、将来的な施設整備、自治体委託、関係機関連携及び安定的な運営体制の構築を見据え、特定非営利活動法人の設立を決意した。

設立にあたっては、発起人において協議を重ね、定款案の作成、事業計画及び活動予算の策定、設立後の会員管理・法人運営体制の検討等の準備を進め、本申請に至ったものである。

令和8年8月18日

特定非営利活動法人 ビリーブの木

設立代表者 田中 春代

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年10月31日まで

特定非営利活動法人ビリーブの木

1 事業実施の方針

本法人は、児童家庭支援センター事業を活動の中核として、地域における子ども及び家庭への相談支援、家庭訪問、関係機関との連携調整を継続的に実施する。

近年、虐待リスクの増加、養育困難家庭の増加、ヤングケアラー問題の顕在化、里親家庭への継続的支援の不足等により、子どもと家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化している。胆振・日高地域においても、相談支援、在宅支援、短期宿泊支援、レスパイト、一時保護委託等を一体的に担う地域拠点の整備が重要な課題となっている。

このような背景を踏まえ、設立初年度は、将来的な多機能型児童家庭支援センターの整備及び開設に向けた準備段階と位置付け、児童相談所、市町村、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、学校、医療・福祉関係機関等との連携体制を強化する。

親子関係形成支援事業においては、これまでの支援実績を基盤として、受託自治体の拡充及び家庭養育支援体制の強化に取り組む。ヤングケアラー支援においては、各市町村における相談支援体制の構築に向け、実態把握、アセスメント、研修及び支援調整を進める。

また、里親及びファミリーホームへの訪問支援、サロン運営、研修・交流支援、里親支援専門員との連携を通じて、里親支援機能の充実を図る。併せて、将来的な短期宿泊支援、親子受入れ、レスパイト、一時保護委託等の実施に向け、施設機能、人員体制、運営財源及び関係機関との役割分担を整理し、地域における包括的な児童家庭支援体制の構築を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額
児童福祉法に基づく児童家庭支援センターその他児童及び家庭に対する相談支援事業	本事業は、児童福祉法に基づく児童家庭支援センターとして、地域の児童、家庭、里親その他支援を必要とする者からの相談に応じ、必要な助言、心理療法その他の専門的支援を実施するものである。 また、在宅支援の拠点として、相談支援、家庭訪問、関係機関との連携調整を一体的に行い、児童相談所、市町村、学校、保育所、医療機関及び福祉関係機関等と連携しながら、子どもと家庭に対する継続的かつ包括的な支援を行う。 初年度においては、児童家庭支援センターの相談支援機能の充実及び地域支援ネットワークの強化を図るとともに、室蘭児童相談所（本所及び分室）との連携のもと、家庭復帰後の事後指導、困難ケースへの訪問支援その他の指導委託事業を実施し、胆振・日高地域における切れ目のない支援体制の構築を目指す。	通年	胆振・日高 地域全域	3人	胆振・日高地域 全域の子ども、 保護者、 里親等 50人程度 (延べ人数)	3,892,913
児童福祉法に基づく親子関係形成支援、家庭養育支援及び虐待予防に関する事業	本事業は、養育に課題を抱える家庭に対し、親子関係の改善及び家庭養育力の向上を図るとともに、児童虐待の予防及び家庭機能の回復を目的として実施するものである。 保護者への個別相談、支援プログラムの実施、家庭訪問等を通じて、子どもの発達理解及び適切な養育方法について支援を行う。 初年度においては、洞爺湖町における親子関係形成支援事業を継続し、1クール5回のプログラムを実施するとともに、他自治体への事業提案及び受託調整を進め、地域における家庭養育支援体制の拡充を図る。	通年	胆振・日高 地域全域	3人	胆振・日高地域 全域の子ども、 保護者、 里親等 50人程度 (延べ人数)	11,678,740

子ども・若者育成支援推進法その他関係法令の趣旨に基づくヤングケアラー、里親家庭その他支援を必要とする児童及び家庭への支援事業	本事業は、ヤングケアラー、里親家庭、ファミリーホームその他支援を必要とする児童及び家庭に対し、相談支援、支援調整及び地域連携を実施するものである。 ヤングケアラー支援においては、学校、福祉、医療等の関係機関と連携し、対象者の把握、相談対応及び支援コーディネートを行う。また、胆振・日高地域全域の市町村における実態把握及びアセスメントを行うとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議等において周知及び研修を実施し、地域支援体制の強化を図る。 里親支援においては、里親及びファミリーホームに対する個別相談、全戸訪問、里親サロンの運営、研修及び交流事業等を実施するとともに、里親支援専門員との連携を強化し、多機能型児童家庭支援センターへの移行に向けた支援体制の整備を進める。	通年	胆振・日高地域全域	10人	胆振・日高地域全域の子ども、保護者、里親等 70人程度 (延べ人数)	7,785,827
児童福祉法に基づく児童家庭支援センター、多機能型児童家庭支援センターその他児童福祉施設等の整備及び運営に関する事業	本事業は、地域における子ども及び家庭への支援機能の充実を図るため、多機能型児童家庭支援センターの整備及び運営体制の構築を行うものである。 初年度においては、将来的な施設整備及び開設に向けた計画策定、関係機関との協議、運営体制の整備及び人材育成を進める。 また、児童相談所、市町村及び関係機関との連携のもと、里親支援機能、一時保護委託機能その他必要な支援機能の整備に向けた準備を進め、地域における包括的支援拠点としての基盤構築を図る。	通年	胆振・日高地域全域	3人	胆振・日高地域全域の子ども、保護者、里親等 0人 (延べ人数)	0
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は特になし					0

翌年度の事業年度の事業計画書

令和9年11月1日から令和10年10月31日まで

特定非営利活動法人ビリーブの木

1 事業実施の方針

翌年度は、設立初年度に構築した相談支援体制及び関係機関連携を基盤として、児童家庭支援センター機能の充実と多機能型児童家庭支援センターの整備準備をさらに具体化する。

具体的には、児童相談所、市町村、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等との協議を継続し、児童家庭支援センターとしての委託・連携体制、支援対象者の受入れ方法、緊急時対応、情報共有及び支援記録の管理体制を整備する。

また、令和9年12月頃を目標とする多機能型児童家庭支援センターの開設に向け、短期宿泊支援、親子受入れ、レスパイト、一時保護委託、里親支援、ヤングケアラー支援等を一体的に実施できる施設・人員・運営体制の検討を進める。

親子関係形成支援事業では、洞爺湖町における継続実施に加え、他自治体への展開を進める。ヤングケアラー支援では、前年度の実態把握及び研修を踏まえ、市町村ごとの相談支援体制の定着を図る。里親支援では、個別相談、全戸訪問、里親サロン、研修・交流支援を継続し、里親家庭が地域で安心して養育を継続できる環境整備を進める。

これらの取組を通じて、胆振・日高地域全域における子どもと家庭への支援機能を強化し、将来的な施設整備及び安定運営につながる公益性・継続性・透明性のある法人運営体制を確立する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額
児童福祉法に基づく児童家庭支援センターその他児童及び家庭に対する相談支援事業	本事業は、児童福祉法に基づく児童家庭支援センターとして、地域の児童、家庭、里親その他支援を必要とする者からの相談に応じ、必要な助言、心理療法その他の専門的支援を実施するものである。 また、在宅支援の拠点として、相談支援、家庭訪問、関係機関との連携調整を一体的に行い、児童相談所、市町村、学校、保育所、医療機関及び福祉関係機関等と連携しながら、子どもと家庭に対する継続的かつ包括的な支援を行う。 翌年度においては、前年度に構築した支援体制を基盤として相談支援件数の拡充を図るとともに、児童相談所及び市町村との連携をさらに強化し、地域における児童家庭支援の中核的機能を担う体制の充実を図る。	通年	室蘭児童相談所管内	3人	室蘭児童相談所管轄の市民 250人程度 (延べ人数)	2,075,467
児童福祉法に基づく親子関係形成支援、家庭養育支援及び虐待予防に関する事業	本事業は、養育に課題を抱える家庭に対し、親子関係の改善及び家庭養育力の向上を図るとともに、児童虐待の予防及び家庭機能の回復を目的として実施するものである。 保護者への個別相談、支援プログラムの実施、家庭訪問等を通じて、子どもの発達理解及び適切な養育方法について支援を行う。 翌年度においては、洞爺湖町における事業を継続実施するとともに、他自治体への事業展開を進め、受託自治体数の拡大を図る。また、支援プログラムの内容を充実させ、継続的なフォローアップ体制の強化により、家庭養育支援及び虐待予防機能の向上を目指す。	通年	室蘭児童相談所管内	3人	室蘭児童相談所管轄の市民 150人程度 (延べ人数)	10,377,333

子ども・若者育成支援推進法その他関係法令の趣旨に基づくヤングケアラー、里親家庭その他支援を必要とする児童及び家庭への支援事業	本事業は、ヤングケアラー、里親家庭、ファミリーホームその他支援を必要とする児童及び家庭に対し、相談支援、支援調整及び地域連携を実施するものである。 ヤングケアラー支援においては、学校、福祉、医療等の関係機関と連携し、対象者の把握、相談対応及び支援コーディネートを行う。 翌年度においては、前年度に実施した胆振・日高地域全域の実態把握及び支援ネットワークを基盤として、各市町村における相談支援体制の定着及び支援対象者への継続的な支援を行う。また、要保護児童対策地域協議会実務者会議等における研修及び助言を継続し、地域全体の支援力向上を図る。 里親支援においては、里親及びファミリーホームへの個別相談、全戸訪問、里親サロン運営、研修及び交流事業等を継続的に実施するとともに、里親支援専門員との連携をさらに強化し、里親家庭が安心して養育を継続できる支援体制の充実に図る。	通年	室蘭児童相談所管轄内	10人	室蘭児童相談所管轄の市民 100人程度 (延べ人数)	8,301,867
児童福祉法に基づく児童家庭支援センター、多機能型児童家庭支援センターその他児童福祉施設等の整備及び運営に関する事業	本事業は、地域における子ども及び家庭への支援機能の充実に図るため、多機能型児童家庭支援センターの運営及び機能強化を行うものである。 翌年度においては、令和9年12月に開設予定の多機能型児童家庭支援センターの本格運営を開始し、児童家庭支援センター機能に加え、里親支援機能、一時保護委託機能その他必要な支援機能を段階的に拡充する。 また、児童相談所、市町村及び関係機関との連携のもと、地域における包括的支援拠点としての役割を担い、胆振・日高地域における子ども及び家庭への支援体制の充実に図る。	通年	室蘭児童相談所管轄内	3人	胆振・日高地域全域の子ども、保護者、里親等 30人程度 (延べ人数)	4,150,933
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は特になし					0

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年10月31日まで

特定非営利活動法人ビリーブの木

科 目		金 額 (単位:円)	
1	受取会費		
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	0
2	受取寄附金		
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	0
3	受取助成金等		
	受取助成金	0	0
2	事業収益		
	児童家庭支援センター事業	8,882,220	
	指導委託費	20,520,000	
	ヤングケアラー事業	1,118,880	
	親子関係形成支援事業	180,300	30,701,400
3	その他収益		
	雑収益	80,000	
	その他		80,000
経常収益計			30,781,400
II	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		
	給料手当	14,716,000	
	法定福利費	2,281,920	
	人件費計	16,997,920	
	(2) その他経費		
	売上原価		
	旅費交通費	1,800,000	
	通信費	559,960	
	水道光熱費	150,000	
	地代家賃	844,800	
	雑費	3,004,800	
	その他経費計	6,359,560	
	事業費計		23,357,480
2	管理費		
	(1) 人件費		
	給料手当	960,000	
	法定福利費		
	人件費計	960,000	
	(2) その他経費		
	旅費交通費		
	地代家賃	211,200	
	減価償却費		
	雑費		
	その他経費計	211,200	
	管理費計		1,171,200
経常費用計			24,528,680
当期経常増減額			6,252,720
III	計上外収益		
1	固定資産売却益		
経常外収益計			0
IV	経常外費用		
1	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期正味増減額			6,252,720
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			6,252,720

翌事業年度 活動予算書

令和9年11月1日から令和10年10月31日まで

特定非営利活動法人ビリーブの木

科 目	金 額 (単位: 円)		
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
2 事業収益			
児童家庭支援センター事業	8,882,220		
指導委託費	23,940,000		
ヤングケアラー事業	1,300,000		
親子関係形成支援事業	270,450		
多機能型児童家庭支援センター整備事業	1,500,000	35,892,670	
3 その他収益			
雑収益	80,000		
その他		80,000	
経常収益計			35,972,670
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	15,460,000		
法定福利費	2,500,000		
人件費計	17,960,000		
(2) その他経費			
売上原価			
旅費交通費	2,000,000		
通信費	600,000		
水道光熱費	150,000		
地代家賃	844,800		
雑費	3,350,800		
その他経費計	6,945,600		
事業費計		24,905,600	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,040,000		
法定福利費			
人件費計	1,040,000		
(2) その他経費			
旅費交通費			
地代家賃	211,200		
減価償却費			
雑費			
その他経費計	211,200		
管理費計		1,251,200	
経常費用計			26,156,800
当期経常増減額			9,815,870
III 計上外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味増減額			9,815,870
前期繰越正味財産額			6,252,720
次期繰越正味財産額			16,068,590